

スキャナ保存の要件が改正されました

平成27年度の税制改正により、いわゆるスキャナ保存の要件のうち一部が改正されました。

電子帳簿保存法におけるスキャナ保存とは？

電子帳簿保存法において規定されている、国税関係書類の保存方法の一つです。領収書、請求書、見積書等の国税関係書類について、真実性・可視性を確保するための一定の要件の下、スキャナによる保存（スキャナを利用して作成された電磁的記録による保存）を認めるものです。原本の保存はしなくて良いこととなります。

主な改正事項は？

①スキャナ保存の対象となる国税関係書類の範囲の拡充

これまで契約書・領収書等の国税関係書類については、その記載された金額が3万円未満のものに限りスキャナ保存の対象となっていました。今回の改正により、金額に関わらず全てスキャナ保存の対象となります。

②スキャナ保存の要件緩和など

- ・「業務処理サイクル方式」を採用する際に必要とされていた、国税関係帳簿に係る「電磁的記録等による保存制度の承認」が不要となります。
- ・スキャナ保存の際に必要とされていた電子署名が不要となります。

③適時入力方式に係る要件の緩和など

- ・見積書などの一般書類をスキャナ保存する際に必要とされていた「書類の大きさ情報」の保存が不要となります。
- ・一般書類をスキャナ保存する際には「カラー階調」により読み取る必要がありましたが、白黒階調（いわゆるグレースケール）による読み取りも認められます。

改正後の要件でスキャナ保存するためには？

電子データの保存により書類の保存に代える3ヶ月前の日までに「申請書」を提出する必要があります。

なお、この改正による申請書の受付は、平成27年9月30日からです。